

## 令和 4 年度 下水道における水系水質リスク検討会 設置趣旨（案）

社会経済活動の拡大等により、多種多様な微量化学物質や病原性微生物等（以下「化学物質等」という）の一部が下水道施設を介して公共用水域に流出し、水利用等によって人の健康や生態系に影響を与えることが懸念されている。

平成 27 年 2 月の社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会河川分科会答申「新しい時代の下水道政策のあり方について」において、「大腸菌群数の環境基準を満足していない水域も存在しており、ノロウイルスの流行等も散発的に発生している。微量化学物質については、水環境中で検出されているものの、人体や生態系への影響等、不明な点が多い。」とされ、今後講ずべき施策のひとつとして、未規制物質等への対応を挙げ、「生態系に影響を与えうる化学物質等について、下水道における挙動等に関する調査研究を進め、必要に応じ、排除の制限や下水処理の高度化等を検討すること。また、生態系に配慮した水処理方法や水質事故対応技術等について知見を収集し、指針の改定等必要な対応を図ること。」とされており、そのための方策について検討する必要がある。

これを踏まえ本検討会は、下水道へ流入する可能性のある化学物質、病原微生物等についての情報を収集、その水系水質リスクおよび下水道における除去効果を適切に評価し、また、生態系にも配慮した対応方針の検討を行うものである。

## 下水道における水系水質リスク検討会

### 設置要綱（案）

#### （総 則）

第1条 下水道における水系水質リスク検討会（以下、「検討会」という。）の事務、組織、委員その他設置に関する基本的な事項を定めるものである。

#### （検討会の任務）

第2条 検討会は、下水道における水系水質リスク検討の実施に当たり、第3条に定める事項について必要な技術的助言を行う。

#### （検討会の助言）

第3条 検討会は、原則として以下の事項について、技術的助言を行うものとする。

- 一 下水道における水系水質リスク低減に向けた取組について
- 二 その他必要な事項

#### （検討会の組織及び委員）

第4条 検討会は、別表1に掲げる委員で組織する。

2 委員は、本業務を受託している「日水コン・日本下水道新技術機構 共同体」のうち、公益財団法人 日本下水道新技術機構が委嘱し、非常勤とする。

3 委員の任期は、2023年3月15日までとする。

4 委員の互選により座長1名を置く。

#### （会議の招集）

第5条 検討会は、座長の下承を得て事務局が招集する。

2 検討会は委員の過半数の出席がなければ、開催しない。

#### （雑則）

第6条 事務局は、検討会の会議に出席した委員に対して、委嘱状に定める謝金を支給する。

2 検討会に参加するための交通費は、委員勤務先もしくは自宅からの実費に相当する額を事務局より給付する。

#### 附則

1 この要綱は、2022年7月20日から施行する。

## 令和4年度 下水道における水系水質リスク検討会

## 委員名簿

氏名	所属
阿部 千雅	公益財団法人 日本下水道新技術機構研究第一部長
糸川 浩紀	地方共同法人 日本下水道事業団技術開発室総括主任研究員
浦瀬 太郎	東京工科大学応用生物学部 教授
江原 佳男	公益社団法人 日本下水道協会技術部長
堅田 智洋	一般社団法人 日本下水道施設業協会技術部長
片山 浩之	東京大学大学院工学系研究科 教授
児玉 かな	神戸市建設局下水道部計画課水質計画担当課長
勢川 利治	京都市上下水道局技術監理室水質管理センター水質第2課長
高橋 明宏	東京都下水道局施設管理部環境管理課長
◎ 田中 宏明	京都大学 名誉教授 ・ 信州大学工学部 特任教授
田邊 信幸	名古屋市上下水道局技術本部施設部水質管理課長
長田 二郎	兵庫県土木部下水道課長
船水 尚行	室蘭工業大学 理事・副学長
山下 洋正	国立研究開発法人 土木研究所 流域水環境研究グループ上席研究員
渡邊 浩基	札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課長

◎座長（敬称略、五十音順）